

平成 27 年 7 月 8 日に申請期限を迎え、既に 4 年以上経過した今現在、「特別永住者の制度（以下、新制度）」に基づき、習志野市内の特別永住者に対し、外国人登録証明書を一刻も早く「特別永住者証明書」に切り替えて貰う（≡日本（にっぽん）で暮らす以上、わが国が取り決めた制度（ルール）に速やかに従って貰う）ために、国に対し意見書の提出を求める陳情

【陳情趣旨】

表題に記した通り、長らく続いた外国人登録制度が廃止され、新たに「在留管理制度及び特別永住者の制度（以下、新制度という）」が導入されました。

これに伴い、永住者（特別永住者を除く）を含む中長期在留外国人に所持が義務付けられていた従来の「外国人登録証明書」に替わり、「在留カード」への切り替え期限を平成 27 年 7 月 8 日に迎えました。同様に特別永住者に対しては「特別永住者証明書」へ切り替えることとされています。

特別永住者は 99%以上が韓国籍及び朝鮮籍の在日朝鮮人で構成されているそうです。以下、たまたま特別永住者が前記のとおりだったわけであり私として特定の民族を狙い撃ちにするいわゆるヘイトの類やその意図もないことを明記しておきます。

《さて、以前受領した「習志野市ハンドブック 2017」の 52 ページ（添付）上段に「特別永住者の届出」という項目があり、そこには表題の件について「早めに届出」や「早めに手続き」などの文言が並べ立ててあり、これを拝読して愕然としました。私が問題と思うのは本書は自治体が発行する公式文書でありながら「早めに」という何とも抽象的で曖昧な表現です。この表現は人によりどうしても解釈可能であり、例えば朝鮮人 A さんは 1 か月以内くらい、朝鮮人 B さんは 3 年以内くらい、朝鮮人 C さんは 20 年くらい、朝鮮人 D さんは「早めに」というのは切り替えなくてもいいのかな？などとなりかねません。表題に記した通り新制度が導入されてから既に 4 年以上経過しており、本来「早めに」ではなく、「具体的な期限の明示」或いは「一刻も早く、即、直ちに、速やかに、早急（さっきゅう）に」などであるべきだと思います。ハンドブックの次号を発行する際は、この点、特にご留意ください》

上記、《から》までの文章は以前提出した陳情とほぼ同内容のものです。この文章を受けて改善されたのかは不明ですが、今般受領した「習志野市ハンドブック 2019」の 52 ページ（添付）下段の「特別永住者の届出」では 2017（上記）のような曖昧な表現はなくなり、「切り替えが必要です。お済みでない方は、市民課で手続きをしてください。」と明確化されてもおります。要は日本に居住している以上、日本の制度（ルール）を守っていただく義務があることを特別永住者に分かりやすく明示し、理解せしめる必要があるということです。



さらに、表題や上記趣旨について市役所市民課に問い合わせたところ文書で回答を頂戴しました。驚くべきことにその回答書には要旨として「新制度は国（法務省入国管理局）が主管であり特別永住者証明書の切り替えに係る事務のみ市役所が代行している」というようないわゆる縦割り行政の弊害とも言うべき状況が記されており、習志野市として特別永住者証明書への切り替え状況（≒何人が切り替え済みで何人がいまだ切り替えていないかなど）を把握していない他、その人数などについて市民課から入国管理局に問い合わせたところ「在留管理については自治体の業務ではないことから情報提供はしない」旨回答されたとのことでした。

折角、特別永住者などのために（改善を目的に）新制度を導入したにも拘らず、このような状況（縦割り行政）では残念ながら特別永住者証明書への切り替えが順調に進んでいるとは考えにくい現状です。

一方、特別永住者の一部には本名に加えて、「通名≒本名ではない日本人風のお名前」を使用している方がおられ、これはさらに驚くべきことに同一人物が複数の通名を使用されている方々もおられます。

通名を使用することで外国人であるにも拘らず、あたかも本人が日本（にっぽん）人であるかのような錯覚を生むのか、これに因る特別永住者による犯罪の一例を挙げますと、外国人には認められていない国政への関与（国会議員などへの献金を含む）なども発生しております。

一方、献金などを受ける側にとっても通名を使用されてしまうと、外国人であることを確認できないことが多く、同様に犯罪に巻き込まれ、これは両者にとって不幸な事態です。新制度の最大の変更点の一つに、在留カードまたは特別永住者証明書への「通名の非表示（＝本名のみを表示）」が挙げられています。

「通名」を一切使用しない（＝本名のみを使用する）ことで外国人自身にも「自分は外国人（≒特別永住者≒朝鮮人）なのだ。」と常時認識して戴けることになると思います。

新制度に沿った切り替えには特別永住者のみならず我々日本（にっぽん）人にとってもメリットこそあれデメリットは何もありません。日本（にっぽん）人との共生をさらに推進するため一刻も早く「特別永住者証明書」に切り替えて貰うべきだと思います。

【陳情項目】

特別永住者の為また、入管と自治体との縦割り行政の改善の為にも、国に対し自治体と相互連携し新制度を推進するよう意見書を提出してください。

令和元年 11 月 21 日

警視拔刀隊の会

習志野市警沼台 4-7

緒方直行

習志野市議会議員 田中 真太郎 様

カード券面情報の変更

マイナンバーカードの券面に記載されている住所や氏名等に変更があった場合には、新たな住所や氏名等を追記欄に記載しますので、ご本人が市民課窓口でカードを持参してください。

カードを紛失等した場合には

マイナンバーカードを無くした場合には、すぐにマイナンバー総合フリーダイヤル(0120-95-0178:無料)に連絡してください。

特別永住者の届出



庁舎GF

市民課 ☎453-9249

市内に住んでいる特別永住者について、下表の事項で変更などがあった場合は、早めに届出してください。下表は特別永住者の届出の主なものです。その他、紛失・汚損・交換希望などがあります。詳しくは市民課までお問合せください。

申請の種類	申請期間	必要書類等	申請義務者
旧外国人登録証明書から特別永住者証明書への切り替え	【2012年7月9日時点で16歳未満の人】 16歳の誕生日まで。 【2012年7月9日時点で16歳以上の人】 証明書の券面に記載されている次回確認(切替)申請期間を確認してください。 ①期間が2012年7月9日から2015年7月8日までの人 2015年7月8日までに切替の申請が必要でしたので、早めに手続きしてください。 ②期間が2015年7月9日以降の人 記載されている期間までに切替の申請が必要です。期間が過ぎている場合は、早めに手続きしてください。	①パスポート(所持する人のみ) ②旧外国人登録証明書 ③写真	本人 (16歳未満の人については代理申請) (注1)
有効期間の更新	有効期間満了日の2カ月前から可能。 16歳未満については、6カ月前から可能。	①パスポート(所持する人のみ) ②特別永住者証明書 ③写真(16歳未満の人は不要)	
居住地以外の記載事項の変更 (氏名など)	事由が生じた日から14日以内	①パスポート(所持する人のみ) ②特別永住者証明書 ③写真(16歳未満の人は不要) ④変更を生じたことを証する資料	

(注1) 代理人が届出をするときの必要書類については市民課へお問合せください。

その他のサービス



庁舎GF

市民課 ☎453-9249

電子申請による住民票の写しの申請

申請できる証明 住民票の写し(除票・改製原住民族票の写し、住民票記載事項証明書を除く)

予約できる人 本人または同一世帯員

申請方法 24時間 市ホームページから(申請書・電子申請>インターネットでの手続き>ちば電子申請サービス)

受取方法

- ①土日受取予約…予約した同一週の土・日曜日午前9時～午後5時に警備員室でお渡します。
- ②平日受取予約…月～金曜日(祝日を除く)午前8時30分～午後5時に市民課でお渡します。

新庁舎建設工事経過



平成28年7月13日

新庁舎建設工事経過



平成28年8月19日

カード券面情報の変更

マイナンバーカードの券面に記載されている住所や氏名等に変更があった場合には、新たな住所や氏名等を追記欄に記載しますので、ご本人が市民課窓口でカードを持参してください。

カードを紛失等した場合には

マイナンバーカードを無くした場合には、すぐにマイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178：無料）に連絡してください。

証明書コンビニ交付サービス



庁舎GF

市民課（住民票、印鑑証明書、コンビニ交付、マイナンバーカード全般について）
税制課（課税・非課税証明書、所得証明書について）

☎453-9249

☎453-9247

利用者証明用電子証明書が記録されたマイナンバーカードをお持ちの人は、全国のコンビニエンスストアで証明書を取得することができます（マイナンバーカード申請時に「利用者証明用電子証明書」を不要とした場合、コンビニ交付は利用できませんので、市民課にて手続きを行ってください）。

取得できる証明書

住民票の写し、記載事項証明書、印鑑登録証明書、市県民税課税（非課税）証明書、所得証明書、習志野市に本籍がある人の戸籍全部（個人）事項証明書、戸籍の附票の写し

※コンビニ交付サービスでは、窓口での申請と異なる制約事項、注意点があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。市民課までお問合せください。

利用可能時間

午前6時30分～午後11時（戸籍証明書は市役所開庁日午前9時～午後5時）

※システムメンテナンス日を除く

利用可能店舗

全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ 他

特別永住者の届出



庁舎GF

市民課 ☎453-9249

市内に住んでいる特別永住者について、下表の事項で変更などがあった場合は、届出が必要です。この他、紛失・汚損・交換希望などの手続きもあります。詳しくは市民課までお問合せください。

申請の種類	申請期間	必要書類等	申請義務者
旧外国人登録証明書から特別永住者証明書への切り替え	【2012年7月9日時点で16歳未満の人】 16歳の誕生日まで。 【2012年7月9日時点で16歳以上の人】 切り替えが必要です。 お済みでない方は、市民課で手続きをしてください。	☐ パスポート（所持する人のみ） ☐ 旧外国人登録証明書 ☐ 写真（縦4cm×横3cm）	本人 （16歳未満の人については代理申請） （注1）
有効期間の更新	有効期間満了日の2カ月前から可能。 16歳未満については、6カ月前から可能。	☐ パスポート（所持する人のみ） ☐ 特別永住者証明書 ☐ 写真（16歳未満の人は不要）	
住居地以外の記載事項の変更 （氏名など）	事由が生じた日から14日以内	☐ パスポート（所持する人のみ） ☐ 特別永住者証明書 ☐ 写真（16歳未満の人は不要） ☐ 変更を生じたことを証する資料	

（注1）代理人が届出をするときの必要書類については市民課へお問合せください。